

本文書は参考のための仮翻訳であり、正文は英文です。英文の正式な案内については、[こちらのページ](#)をご覧ください。

米国国務省
在日米国大使館
資金供与機会の通知

資金供与機会名： FY2023 在日米国大使館：グリーン成長協力推進プログラム
資金供与機会番号： Tokyo-PAS-FY23-01-04
申請締切日： 2023年2月19日（日本時間）午後11時59分まで
助成リスト番号： 19.040 – Public Diplomacy Programs
利用可能総額： 70,000ドル

A. プログラムについて

在日米国大使館の広報・文化交流部は、日米間のグリーン成長協力と持続可能な経済活動を促進するための交流プログラムを実施する団体からの助成申請を公募します。以下の要領でご応募ください。

1. プログラムの優先地域: 日本
2. プログラムの目標:

日本政府はカーボンニュートラルの達成に向けた取り組みを強化しています。グリーン成長戦略により、気候変動への取り組みはもはやコストではなく、力強い経済成長をもたらす機会として捉えられるようになりました。この戦略の大きな柱のひとつに国際協力があり、米国はこの取り組みの主要なパートナーとなっています。

本プログラムは、両国の実務担当者や専門家の交流を通じて、持続可能な経済・社会発展を促進するための具体的な方法を模索・特定することを目的としています。プログラムは対面式、オンライン、ハイブリッド形式のシリーズとして実施することが出来、終了時には成果と政策・対策の提案をまとめた報告書の提出が求められます。トピック案として、クリーンエネルギー技術の開発と導入の促進、グリーンイノベーション、市場とインフラの考察、人材開発や大規模なクリーンエネルギー技術の導入への人材サポート体制などがあげられます。

さらに、本プロジェクトは、二国間協力にとどまらず、第三国でのクリーンエネルギー移行を加速させるための日米共同取り組みについても推進します。取り組みには、キャパシティビルデ

ィングやトレーニングの実施、国際分野におけるルールの策定や標準化、カーボンニュートラルとグリーン成長へのロードマップの構築などが含まれます。

提案書には、プログラムに関連する次の費用を含める必要があります。

- 参加者の旅費（往復の国際航空運賃、国内旅費、ホテル代、宿泊費など）
- イベントの会場費および技術費
- 通訳費用

3. 参加者及び聴衆:

日本の聴衆を対象とした提案のみ検討します。

参加対象者は、学術機関のオピニオンリーダー、政府関係者、ビジネスリーダーや起業家、スタートアップ関係者、コミュニティや地域のリーダー、文化機関、日米の専門家、女性や若者などが含まれます。

日本国外から応募する場合は、プログラムを成功させるために、日本国内のプロジェクトパートナーと協力・調整することを強くお勧めします。

B. 連邦資金の交付に関する情報

- 実施期間：最大 24 カ月
- 助成予定件数：1 件
- 助成金額：最低 50,000 ドル～最大 70,000 ドル
- 資金種別：2023 年度スミス・ムント広報文化外交供与資金
- プログラム開始予定日：2023 年 9 月 30 日までに開始
- 資金供与手段の種別：助成、定額交付金、共同契約への助成（共同契約は助成とは異なり、大使館員が積極的に関与します。）
- プログラム実施期間：提案されるプログラムは、24 ヶ月以内に完了する必要があります。

本通知は、資金が利用可能であることを条件とします。

C. 応募資格

1. 応募資格のある者

以下の団体は応募資格があります。

- シンクタンク及び市民団体／非政府組織を含む非営利団体

- 公的及び私的教育機関
- 公的国際組織及び政府機関

2. 費用分担またはマッチング

費用分担は奨励されますが義務ではありません。費用分担は、プログラムの持続性を確保する申請者の計画やプログラムを成功させる決意を示すことになります。よって、費用分担の算入は、申請の持続性評価に当たり考慮されます。

3. その他の資格要件

助成を受ける資格を得るため、すべての団体は、助成管理システム (SAM) www.SAM.gov の登録が有効期限内であることが必要です。この登録に必要な情報は以下をご覧ください。個人の場合には、固有識別番号の取得、または www.SAM.gov への登録は不要です。

助成管理システム (SAM) の除外対象者一覧システム (EPLS) に記載のある申請者は、大統領令第 12549 号 (連邦規則集第 3 編 1989 Comp.235 ページ) 「参加資格喪失及び一時停止」を実施する連邦規則集第 2 編第 180 条の OMB ガイドラインに従い支援の対象外となります。さらに、EPLS に記載されている団体は、助成契約に基づいていかなる活動にも参加することができません。すべての申請者は、不適格な団体が含まれないよう、助成管理システムの除外対象者一覧システムを確認することをお勧めします。

D. 申請及び提出に関する情報

1. 申請書式

以下で必要とされる申請提出の書式はこのサイトで入手できます：

<https://jp.usembassy.gov/ja/federal-assistance-awards-ja/>

2. 申請の内容

以下の指示すべてに慎重に従ってください。 本通知の要件を満たさない提案、または所定の要件を遵守しない応募書類は無効となります。提案書には本資金供与機会の最終目標及び目標を明示してください。

さらに、以下を確認してください。

- 提案書は、この資金供与の機会の最終目標及び目標に明確に対応していること。
- 文書はすべて英語とします。
- 予算はすべて米ドルとします。
- すべてのページにページ番号を付けること。

すべての文書を 8 ½ x 11 (レター) サイズの用紙で作成し、Microsoft Word の文書で行間を空けず、Times New Roman フォント・12 ポイント、余白を 1 インチ設けること。

申請書は以下の文書 (1) - (6) で構成されていること：

- (1) [SF-424](#) (連邦支援の申請 - 団体) または
[SF-424I](#) (連邦支援の申請 - 個人)
- (2) [SF-424A](#) (非建設関連プログラムの予算情報)
[SF-424B](#) (非建設関連プログラムの保証 - 団体の場合は必要なし)
- (3) 予算の算出根拠の説明
 - ・ SF-424A 予算 (上記) を記入後、
 - ・ 別紙を使用して各予算経費を詳細に記述してください。 (添付の[定型書式](#)を使用することをお勧めします)
- (4) 以下の書類も提出してください
(添付の定型書式を使用することをお勧めします)。ul>- ・ [申請サマリーカバーシート](#)
- ・ [組織情報シート](#) (個人の場合は必要なし)
- (5) 提案書 (最大 6 ページ)：

提案書には、提案内容になじみの薄い人でも申請者の意図が正確に理解できるよう、十分な情報を記載するものとします。自前の書式の利用も可能ですが、下記のすべての事項を含むものとします。

- 提案の要旨：

プログラムの目標及び期待される影響、対象とする聴衆およびその規模、一般的な 5W1H (誰が/誰のために、何を、いつどこで、なぜ、どのよう

に)を含め、提案されるプログラムを概説する半ページ以下の手短な説明。提案するプログラムがなぜ必要なのか、また、このプログラムが A 項に掲げる目標をいかに達成するかについて、明確かつ簡潔で、十分な裏付けのある説明。

○ *申請を行う団体または個人の紹介:*

プログラム実施能力を示す過去及び現在の業務の記載 (米国大使館や米国政府機関からこれまでに受けたすべての助成に関する情報を含む)。また、プログラムに携わる主要な担当者の氏名、役職、役割、経験・資格を記載し、担当者のどれくらいの時間がこのプログラムの支援に使われるか記載する。

○ *提案されるプログラム全体のスケジュール:*

提案された期間内の各月の活動またはプログラムの工程を示す作業計画的なプログラムの全体的なスケジュール。プログラム全体のスケジュールには、計画、準備、実施、継続性など、すべての工程を含める。暫定的な情報も含める。

○ *プロジェクト活動と裏付けとなる詳細:*

プロジェクト活動、及びそれが A 項に掲げる目標達成にいかに役立つかをプロジェクトの詳細を含めて記載。また、予定されている活動やイベントの日時と場所を示すプロジェクトの活動予定表も添付する。暫定的な情報も含める。

○ *プログラムメソッドと企画案:*

資金供与機会の通知に記載される課題解決に向けてプログラムがどのように機能して目標を達成するのかを説明。必要に応じて論理モデルも含める。

○ *プログラムパートナー:*

プログラムに携わるパートナー組織及び二次助成受領者がいる場合には名称/氏名及び関与内容を記載。また、ここに記載した各パートナーからのサポートレターを添付する。

○ *プログラムの監視および評価:*

提案書に添付する図表は、こちらの[定型書式](#)を使用し、別ファイルで提出しないでください。これは助成プログラムの成功のためには重要なポイントです。助成の全期間とスケジュールを通じて、計画、準備、実施活動が適時に行われているかをどのように監視し、セクション A で述べた目標を満たしているかの確認にあたり、プログラムをどのように評価するか。

- 将来性または持続可能性：

助成金交付期間を超えてプログラムが継続すること、またはその他の財源の利用可能性に関する申請者の計画（該当する場合）。

(6) 添付書類（適宜）

- プログラムパートナーがいる場合は、このプログラム参加に関するパートナーの見解を説明するサポートレターを添付。
- 貴団体が間接費率合意契約（NICRA）を有しており、NICRA に基づく支払が予算に含まれる場合、適用されている米国政府機関の最新の NICRA の写しを添付。
- プログラム活動に必要な場合、必要に応じて学校、保護者団体などからの公式な許可証を添付。

3. 必要な登録

助成への申請を行うすべての団体（個人を除きます）はこれらの登録を行わなければなりません。登録・更新はすべて無料です。

- NCAGE/CAGE コード
- 助成管理システム(www.SAM.gov)の登録

ステップ 1： NCAGE/CAGE コードを申請

NCAGE/CAGE 申請:

<https://eportal.nspa.nato.int/AC135Public/scage/CageList.aspx>.

手順については[こちら](#)をご覧ください：

<https://japan2.usembassy.gov/pdfs/grants-ncage-instructions.pdf>

米国内からの問合せ先電話番号：1-888-227-2423

米国外からの問合せ先電話番号：1-269-961-7766
問合せ先 E メールアドレス：NCAGE@dliis.dla.mil

ステップ 2: 助成管理システムに登録

助成金管理システム登録：

<https://www.SAM.gov>

NCAGE/CAGE コード取得後登録します。SAM 登録は毎年更新が必要です。

手順についてはこちらをご覧ください：<https://jp.usembassy.gov/ja/federal-assistance-awards-ja/>.

4. 申請提出

受付締切は日本時間の 2023 年 2 月 19 日午後 11 時 59 分です。上記すべての書類を添付した申請書を、TokyoPASGrants@state.gov まで 1 通のメールにまとめて提出してください。

5. 資金提供制限

下記の種類の案件は助成金交付の対象外です。

- 党派的政治活動に関するプロジェクト
- 慈善または開発活動
- 建設プロジェクト
- 特定の宗教活動を支援するプロジェクト
- 資金調達キャンペーン
- 特定の法案またはプロジェクトに向けたロビー活動
- 科学研究
- 団体の成長または組織開発を主要な目的としたプロジェクト
- 私的利用のための資金を求めるプロジェクト

E. 申請審査に関する情報

1. 基準

各申請は、下記の評価基準に基づき評価されます。

- **プログラムの構想の質、創造性及び実現可能性－25 ポイント**：プログラムの構想が良く練られており、プロジェクト活動の実行方法が詳述されていること。提案には合理的な実行スケジュールが記載されていること。
- **団体の能力及び過去の助成記録－10 ポイント**：団体が所定分野における専門知識を有しているとともに、連邦資金の管理システムを団体内に備えていること。これには、財務管理システム及び銀行口座が含まれる。
- **プログラムの影響力／目標達成能力－25 ポイント**：最終目標及び目標が明確に記載されており、提案される結果を達成するうえで最大限の影響をもたらす可能性が高いプログラムのアプローチが採られていること。
- **予算－10 ポイント**：予算の算出根拠が詳細であること。費用が活動案及び期待される結果との関連において合理的であること。予算が現実的であり、活動案達成のために必要なすべての費用の明細を明らかにしていること。
- **モニタリング及び評価計画－20 ポイント**：申請者は、主要指標に対するプログラムの成功を測る能力を示すとともに、提案において概説された最終目標に対する進捗を示すためのマイルストーンを提示していること。プログラムには活動・成果指標を含み、これらがどの時点でどのようにして測定されるかが示されていること。
- **持続可能性－10 ポイント**：プロジェクト活動がプロジェクト終了後もプラスの影響を継続するものであること。費用分担はここで考慮される。

2. 審査・選考プロセス

助成審査委員会は、対象となる申請すべての審査・評価を行い、上記資金提供の基準に基づき、最高得点の申請を選考します。委員会の選考結果は、すべての申請者に **2023年9月30日**までにメールで通知されます。

連邦助成受給者業績・誠実性情報システム(FAPIIS)

資金供与機会通知に基づく連邦助成に関して、実施期間において、連邦負担総額が資金供与機会通知に基づく連邦助成に関する簡易取得基準を上回ることが連邦助成機関において見込まれる場合（第 **200.88** 条「簡易取得基準」を参照）、本セクションでは申請者に対して次の各号を通知する必要があります。

- i. 連邦助成機関は、連邦負担総額が簡易取得基準を上回る連邦助成を実施する前に、

SAM を通じてアクセス可能な、指定された業績・誠実性情報システム（現 FAPIIS）内の、申請者に関する情報を精査・検討する必要があること（合衆国法典第 41 編第 2313 条を参照）。

ii. 申請者はその裁量によって、SAM を通じてアクセス可能な、指定された業績・誠実性情報システム内の情報を精査し、連邦助成機関がそれまでに入力し、現在、SAM を通じてアクセス可能な指定された業績・誠実性情報システム内にある自身に関する情報にコメントすることができること。

iii. 連邦助成機関は、第 200.205 条（連邦助成機関による、申請者がもたらすリスクの評価）に記載される、申請者がもたらすリスクを評価する際には、申請者によるコメントを、指定された業績・誠実性情報システム内のその他の情報と併せて検討し、申請者の誠実性、ビジネス倫理、連邦助成に基づく業績の記録に関する判断を行うこと。

F. 連邦助成管理に関する情報

1. 連邦交付通知

助成契約または協同契約は、書面により、助成金担当官により署名され、交付され、管理されるものとします。助成金授与契約は授權文書であり、確認及び署名のために E メールにて受領者に提供されます。受領者は、助成金担当官が署名した助成文書に示された開始日までの間、プログラム費用の支出を開始することはできません。

提案が資金供与対象として選出された場合、国務省は将来さらなる資金供与を行う義務を負いません。供与資金を増額し、または実施期間を延長するための交付の更新は、国務省の裁量によります。

資金供与機会通知の交付は米国政府側の助成交付の約束を構成するものではなく、また提案の作成及び提出に要する費用の支払を米国政府に義務付けるものでもありません。さらに、米国政府は、受け付けた一切の提案を拒絶する権利を留保します。

2. 支払方法

個人または団体としての受取人は、必要時にプログラムのマイルストーンに合わせて、**前払い又は払い戻し請求用書式 SF-270** により支払いを請求 します。

3. 管理及び国家施策上の要件

約款：申請者は、本助成に適用のあるすべての条件及び必要な証明を満たすことを確認するため、申請を行う前にこれらすべてを確認し、従うものとします。約款には下記が含まれます。

- [2 CFR 25 - UNIVERSAL IDENTIFIER AND SYSTEM FOR AWARD MANAGEMENT](#)
- [2 CFR 170 - REPORTING SUBAWARD AND EXECUTIVE COMPENSATION INFORMATION](#)
- [2 CFR 175 - AWARD TERM FOR TRAFFICKING IN PERSONS](#)
- [2 CFR 182 - GOVERNMENTWIDE REQUIREMENTS FOR DRUG-FREE WORKPLACE \(FINANCIAL ASSISTANCE\)](#)
- [2 CFR 183 - NEVER CONTRACT WITH THE ENEMY](#)
- [2 CFR 600 - DEPARTMENT OF STATE REQUIREMENTS](#)
- [U.S. DEPARTMENT OF STATE STANDARD TERMS AND CONDITIONS](#)

財政支援を求める応募書類の選考に当たり、国務省は連邦規則集第 2 編第 200 条、適用されるすべての連邦法、並びに関連する行政指導にある行政予算管理局の指導に従い、下記に従って本資金供与機会の通知に準じる。

- 大統領の 2020 年 9 月 2 日の覚書『*Memorandum on Reviewing Funding to State and Local Government Recipients of Federal Funds that Are Permitting Anarchy, Violence, and Destruction in American Cities*』
- *Executive Order on Combating Race and Sex Stereotyping* (E.O. 13950);
- *Executive Order on Protecting American Monuments, Memorials, and Statues and Combating Recent Criminal Violence* (E.O. 13933); 並びに
- [連邦規則集第 2 編グラントとアグリーメントの手引き](#) (連邦規則集第 2 編) 2020 年 8 月 13 日改訂の連邦官報第 85 編第 49506 条、特に下記について：
 - 連邦アワードの評価プロセスではプログラムの目的に基づき最も結果を出せるであろう受領者を選出 (連邦規則集第 2 編第 200.205 条)、
 - 2019 年の国防法令第 889 編に合わせ、特定の通信並びに映像監視サービスまたは機器購入の禁止 (Pub. L. No. 115—232) (連邦規則集第 2 編第 200.216 条)、
 - *Promoting Free Speech and Religious Liberty* (大統領令第 13798 号) 並びに *Improving Free Inquiry, Transparency, and Accountability at Colleges and Universities* (大統領令第 13864 号) (連邦規則集第 2 編第 200.300 条、第 200.303 条、第 200.339 条、並びに第 200.341 条)に合わせ、言論と宗教の自由の促進、

- 法的に認められる限りで、米国製の物品、製品、並びに原料を最大限に活用する優先権を提供 (連邦規則集第 2 編第 200.322 条)、並びに
- 法的に認められる限りで、資金供与がプログラムの目的または政府機関の優先事項を達成しない場合は契約のすべてまたは一部の終了 (連邦規則集第 2 編第 200.340 条).

4. ブランディング及びマーキング要件

助成金受領者は、標準約款における米国に関するブランディング及びマーキング要件に留意してください。国務省により一部または全額資金が提供されるすべてのプログラム、プロジェクト、支援活動は、海外においてサイズ及び明確性において米国標準国旗と同等の（または大きな）ロゴもしくは同一のマークで適切に表示することが国務省により義務付けられています。すべての広告宣伝及びプロモーション資料（パンフレット、ポスター、ウェブサイトなど）は、米国政府または米国大使館のスポンサーシップまたはパートナーシップを、米国大使館のロゴと共に米国国旗で明確に示さなければなりません。国旗やロゴの入手は [こちら](#) (米国国旗)または [こちら](#) (米国大使館のロゴ)から。

5. 報告

受領者は、財務及びプログラム報告の提出が必要です。これらの報告書の書式と提出頻度は助成文書に規定されます。

G. 連邦助成機関への問合せ

助成申請プロセスについて不明な点があれば、TokyoPASGrants@state.gov まで英語でご連絡ください。

その他の資料及び情報、公開の質疑応答セッションの予定日時は、米国大使館のウェブサイトに掲載されます：<https://jp.usembassy.gov/federal-assistance-awards/>.

H. その他の情報

1. 予算の算出根拠に関するガイドライン
 - 人件費と付加給付

プログラムにおいて直接、申請者のために働く常勤・臨時職員への賃金、給与及び給付、並びにプログラムに割かれる当該職員の時間の割合を記載します。

○ *交通費*

本プログラムに関するスタッフ、コンサルタント、スピーカー、参加者／受益者の交通費及び日当を見積ります。プログラムに海外渡航が含まれる場合、かかる渡航の根拠の簡単な説明を添えます。

○ *設備機器*

耐用年数が 1 年を超える（または本プログラム期間よりも長い耐用年数の）、1 台あたりの費用が 5,000 ドル以上のプログラムに必要な機械、家具またはその他の動産を記載します。

○ *消耗品*

プログラムに必要な、コンピュータ機器を含むすべての物品及び資材を列記します。1 台あたりの費用が 5,000 ドルを超える物の場合、「設備機器」の予算に入れます。

○ *契約関連*

申請者がベンダーとの契約を通じて取得する予定の商品及びサービスを記載します。また、プログラム活動の実施に有用な非営利のパートナーへの二次助成がある場合にはこれも記載します。

○ *その他の直接費用*

プログラムに直接関連するその他の費用で、他のカテゴリーにもなじまないものを記載します。例として、資材・機器の送料や該当する税金があります。「その他費用」または「雑費」はすべて、明細を記して説明します。

○ *間接費用*

間接費用は、組織運営を維持するために必要な間接費等、プログラム活動に直接関連付けられない費用です。貴団体が NICRA を有しており、NICRA に基づく支払が予算に含まれる場合、最新の NICRA の写しを添付してください。これまでに NICRA を行ったことのない団体は、連邦規則集第 2 編第 200.68 条に定義される修正直接費用総額の 10% を上限とする間接費用を要求することができます。

- *費用分担*

費用分担とは、在日米国大使館以外の団体またはその他の組織からの資金拠出をいいます。ボランティアの時間や提供される場所等の現物拠出もこれに含まれます。

- *酒類*

助成金を酒類に使用することはできません。